

第132回丹波市議会定例会

自 令和5年12月1日
至 令和5年12月25日

議案審議資料

(No.3)

【目 次】

①議案第102号 (工事請負契約の締結)	… 1～4
②議案第103号 (工事請負契約の締結)	… 5～16
③議案第104号 (丹波市国民健康保険税条例改正)	… 17～23

丹 波 市

議案第102号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 市島支所及び市島農村環境改善センター解体工事

3 工事場所 丹波市市島町上田地内

4 工事概要 市島支所解体 R C造3階建 A=3,122.30m²
市島農村環境改善センター解体 R C造2階建
A=1,815.66m²
便所・倉庫棟解体 C B造1階建 A=59.97m²
ポンプ室（受水槽含む）解体 S造1階建 A=17.15m²
消防車庫棟解体 S造1階建 A=29.8m²
受電設備解体 一式
外構構造物解体 一式
樹木伐採・除根・移植 一式

5 工期 契約日の翌日から令和6年7月29日まで

6 契約金額 181,113,900円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,464,900円)

7 契約の相手方 名称 株式会社 四方重設
代表者 代表取締役 四方 琢哉
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田4166番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会社概要

項目	内容
会社名	株式会社 四方重設
代表者名	代表取締役 四方 琢哉
本社住所	兵庫県丹波市市島町上竹田4166番地
営業年数	17年
許可番号	兵庫県知事許可 第752230号
資本金	5,000千円
完成工事高 (3年平均)	合計 91,225千円 うち解体 68,438千円
技術者数	一級技術職員 0人 (うち解体 0人) 二級技術職員 3人 (うち解体 2人) その他技術職員 2人 総職員数 5人
契約担当支店営業所等	本社

工事実績

(単位:千円)

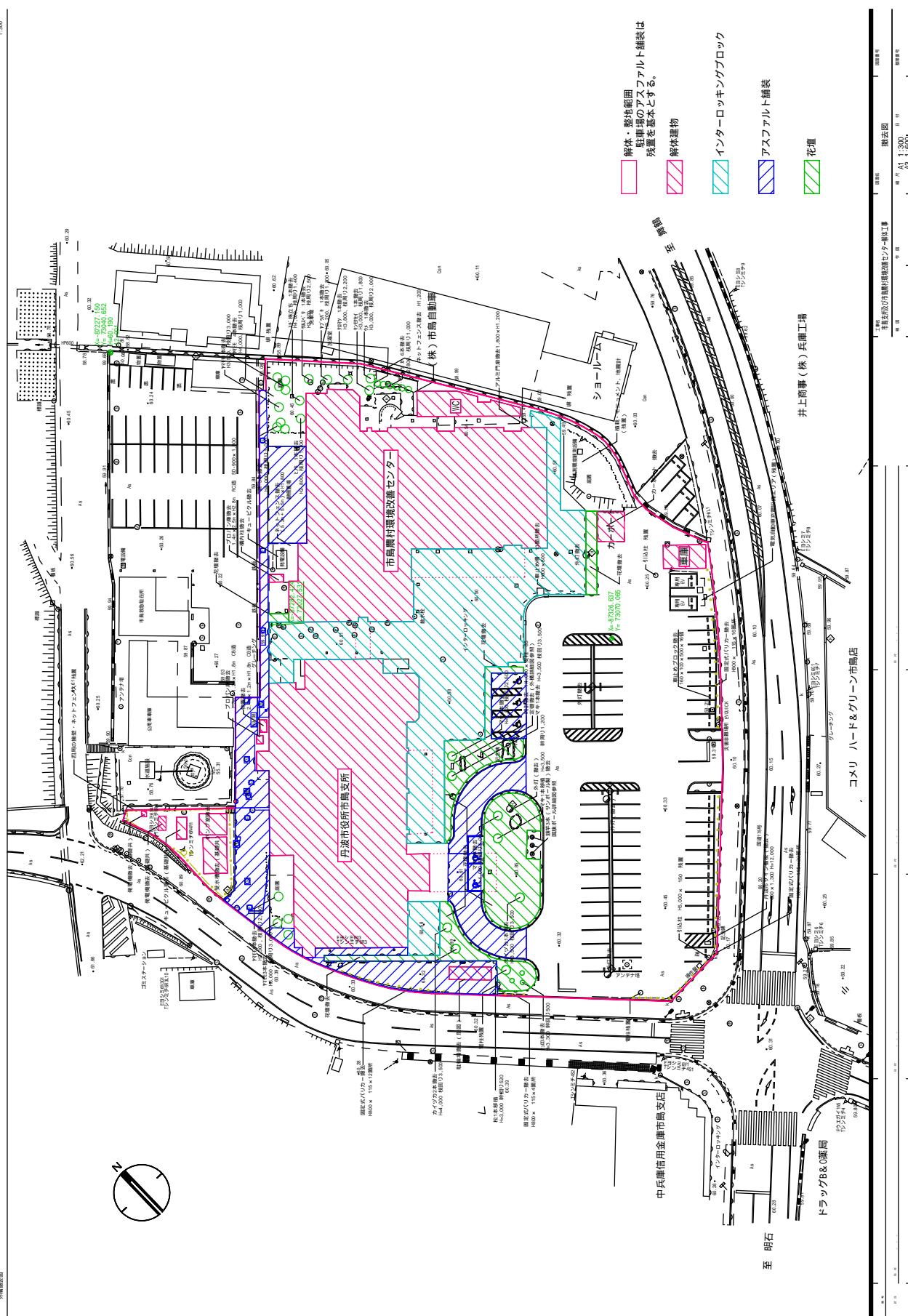
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
丹波市	元	市島中学校旧給食センター解体工事	15,761	R 1. 6～R 1. 8
丹波市	元	旧水道部事務所解体工事	7,923	R 2. 10～R 3. 2
綾部市	下	里山交流センター解体工事	30,800	R 4. 5～R 4. 7
丹波市	元	小多利浄水場解体工事	11,198	R 4. 8～R 5. 1
丹波市	元	市営住宅常楽団地13,18号棟除却工事	2,627	R 4. 12～R 5. 2

入札参加業者及び開札結果（工事）

工事番号	丹施整工第3号	工事種別	解体工事
工事名	市島支所及び市島農村環境改善センター解体工事		
工事場所	丹波市市島町上田地内		
開札年月日	令和5年11月30日	(仮)契約年月日	令和5年12月5日
予定価格 (事後公表)	219,100,000円 (税抜)	最低制限価格	164,325,000円 (税抜)
工事概要	市島支所解体 RC造3階建 A=3,122.30m ² 市島農村環境改善センター解体 RC造2階建 A=1,815.66m ² 便所・倉庫棟解体 CB造1階建 A=59.97m ² ポンプ室(受水槽含む)解体 S造1階建 A=17.15m ² 消防車庫棟解体 S造1階建 A=29.8m ² 受電設備解体 一式 外構構造物解体 一式 樹木伐採・除根・移植 一式		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 四方重設	164,649,000円		落札
竹内設備 株式会社	175,505,000円		
垣本建設工業 株式会社	181,500,000円		
宮本建設 株式会社	188,808,000円		
株式会社 森田工務店	199,640,000円		
株式会社 西田土木	212,000,000円		
株式会社 氷上興業	243,700,000円		
株式会社 吉住工務店	296,000,000円		
株式会社 近畿興産	135,500,000円		失格
池田建設 株式会社	135,700,000円		失格
前田建設 株式会社	152,829,000円		失格
株式会社 森津工務店	155,000,000円		失格
株式会社 松孝興業			辞退

落札者名	株式会社 四方重設	
落札者所在地	兵庫県丹波市市島町上竹田4166番地	
契約金額	181,113,900円 (うち消費税相当額	16,464,900円)



議案第103号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 新山南中央公園（仮称）校舎等改修工事

3 工事場所 丹波市山南町和田地内

4 工事概要
校舎棟 R C造3階建 A=1,793.78m²
屋外階段 S造3階建 A=99.57m²
体育倉庫兼部室 R C造2階建 A=118.00m²
防水改修工事等 一式
校舎棟東側 R C造3階建 A=1,827.82m²
駐輪場 S造1階建 A=43.45m² 2棟、76.04m² 1棟
プール、プールサイド及び付属施設 R C造1階建
A=981.23m²
倉庫 木造1階建 A=49.65m²
解体工事 一式

5 工期 契約日の翌日から令和6年7月22日まで

6 契約金額 328,570,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 29,870,000円)

7 契約の相手方
名称 前田建設 株式会社
代表者 代表取締役 前田 忠
所在地 兵庫県丹波市山南町池谷108番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	前田建設 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 前田 忠
本 社 住 所	兵庫県丹波市山南町池谷108番地
営 業 年 数	69年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750297号
資 本 金	50,000千円
完成工事高 (3年平均)	合計 1,499,749千円 うち建築一式 1,103,510千円
技 術 者 数	一級技術職員 15人 (うち建築 8人) 二級技術職員 6人 (うち建築 1人) その他技術職員 4人 (うち建築 4人) 合計 25人
契約担当支店営業所等	本社

工 事 実 績

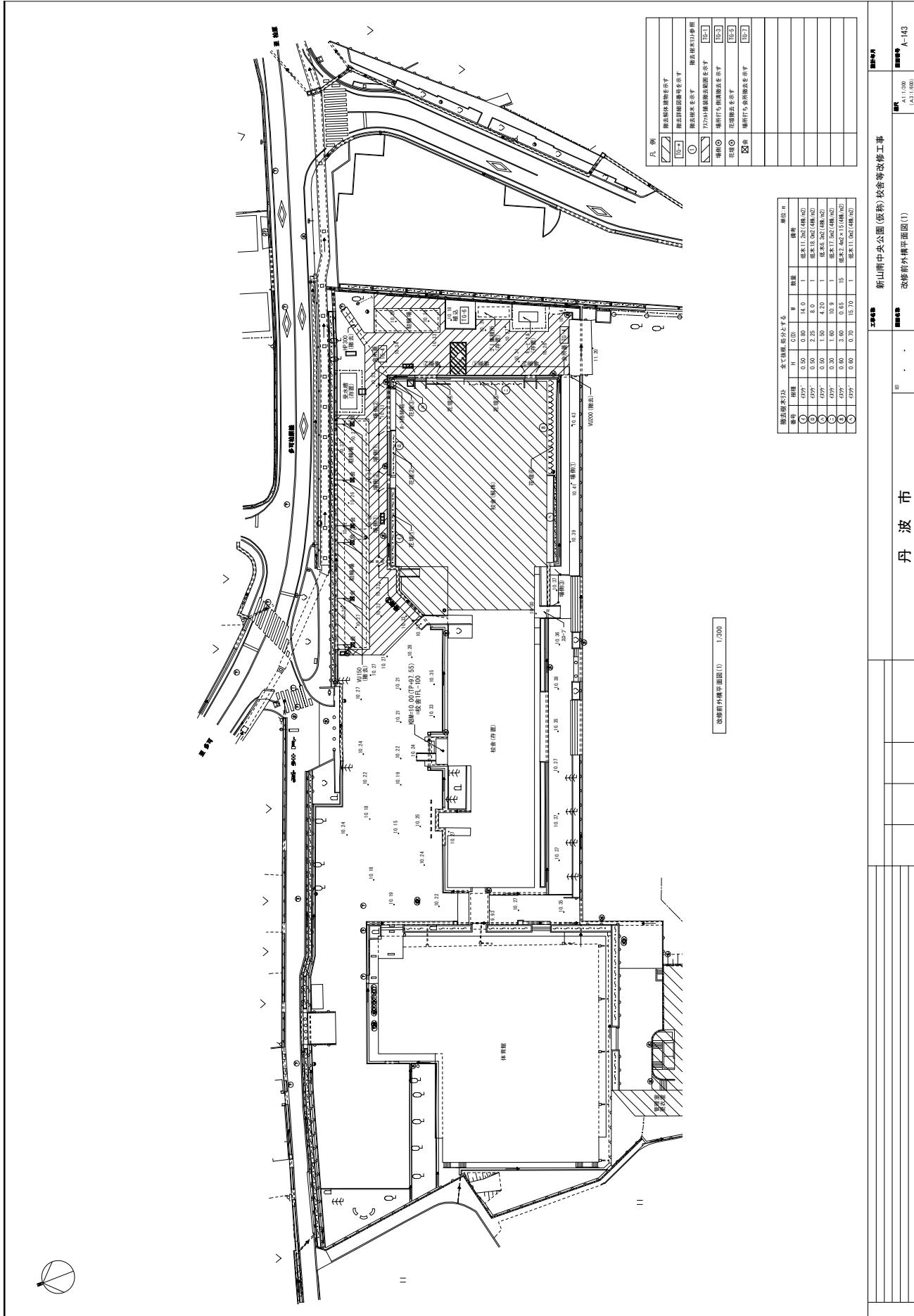
(単位 : 千円)

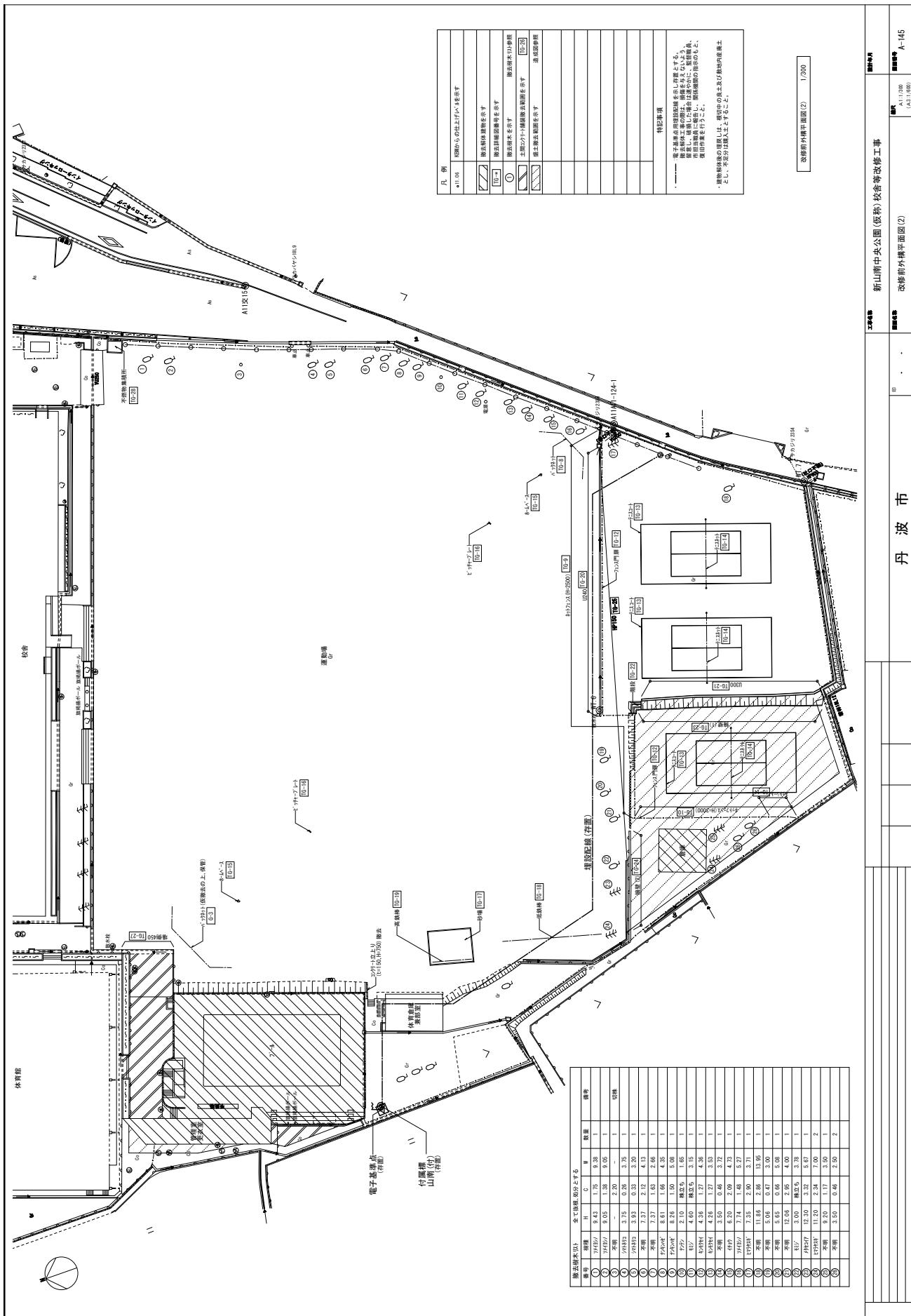
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
国土交通省 近畿地方整備局	元	小浜地方合同庁舎改修工事	209,788	R 2.11～R 3.9
本州四国連絡 高速道路(株)	元	鳴門管内建築物改修他工事	463,430	R 3.2～R 4.8
国土交通省 近畿地方整備局	元	淡路地区トイレゲート棟 建築工事	208,670	R 3.12～R 5.2
丹波市	元	久下小学校北校舎大規模 改造及びE V棟新設工事	161,458	R 4.6～R 5.1
国土交通省 近畿地方整備局	元	豊岡道路電気室上屋新築 工事	82,500	R 5.1～R 5.11

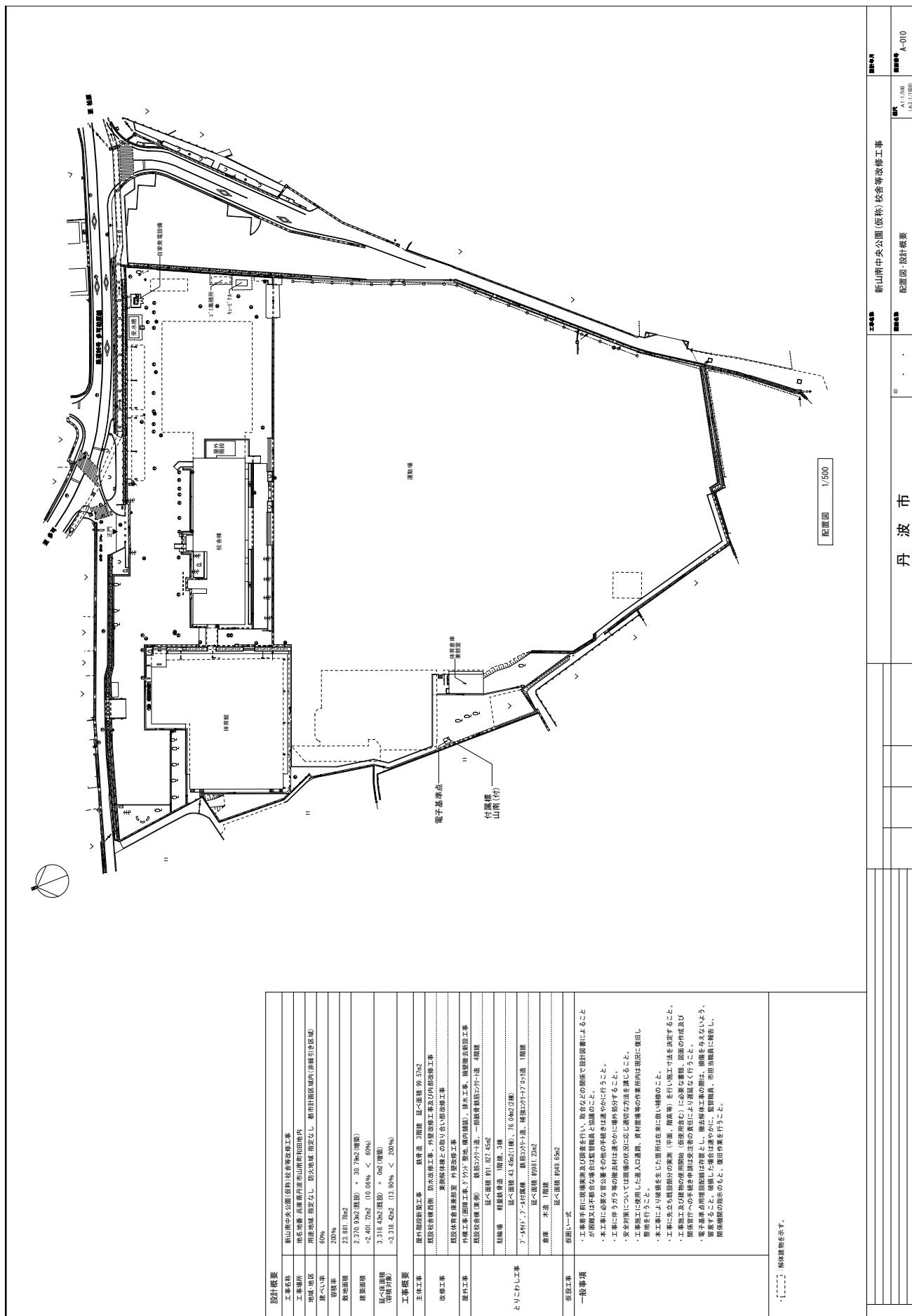
入札参加業者及び開札結果（工事）

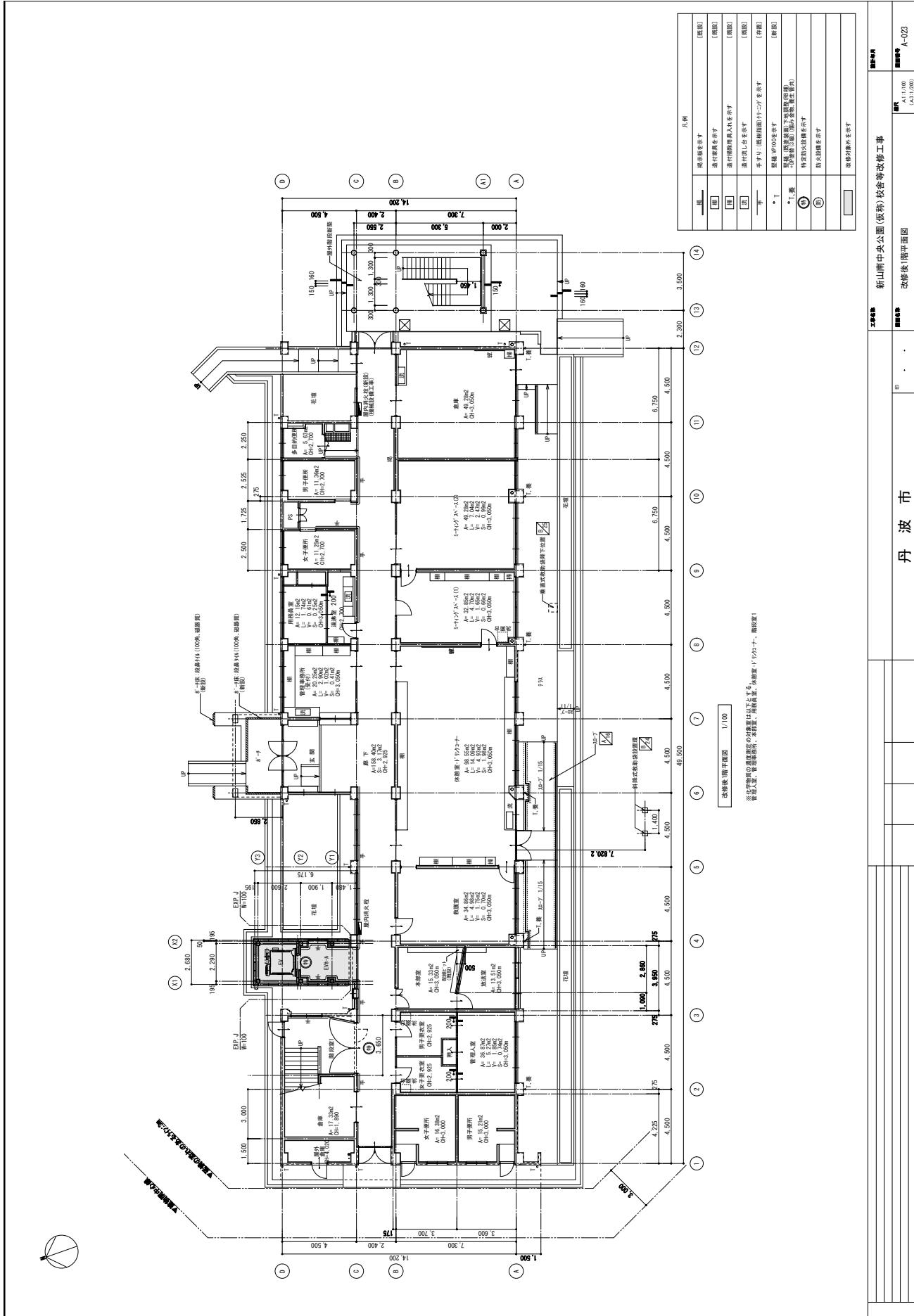
工事番号	丹施整工第7号	工事種別	建築一式工事
工事名	新山南中央公園(仮称)校舎等改修工事		
工事場所	丹波市山南町和田地内		
開札年月日	令和5年11月30日	(仮)契約年月日	令和5年12月8日
予定価格 (事後公表)	342,400,000円 (税抜)		
調査基準価格	315,008,000円 (税抜)	失格基準価格	296,865,000円 (税抜)
工事概要	校舎棟 RC造3階建 A=1,793.78m ² 屋外階段 S造3階建 A=99.57m ² 体育倉庫兼部室 RC造2階建 A=118.00m ² 防水改修工事等 一式 校舎棟東側 RC造3階建 A=1,827.82m ² 駐輪場 S造1階建 A=43.45m ² 2棟、76.04m ² 1棟 プール、プールサイド及び付属施設 RC造1階建 A=981.23m ² 倉庫 木造1階建 A=49.65m ² 解体工事 一式		

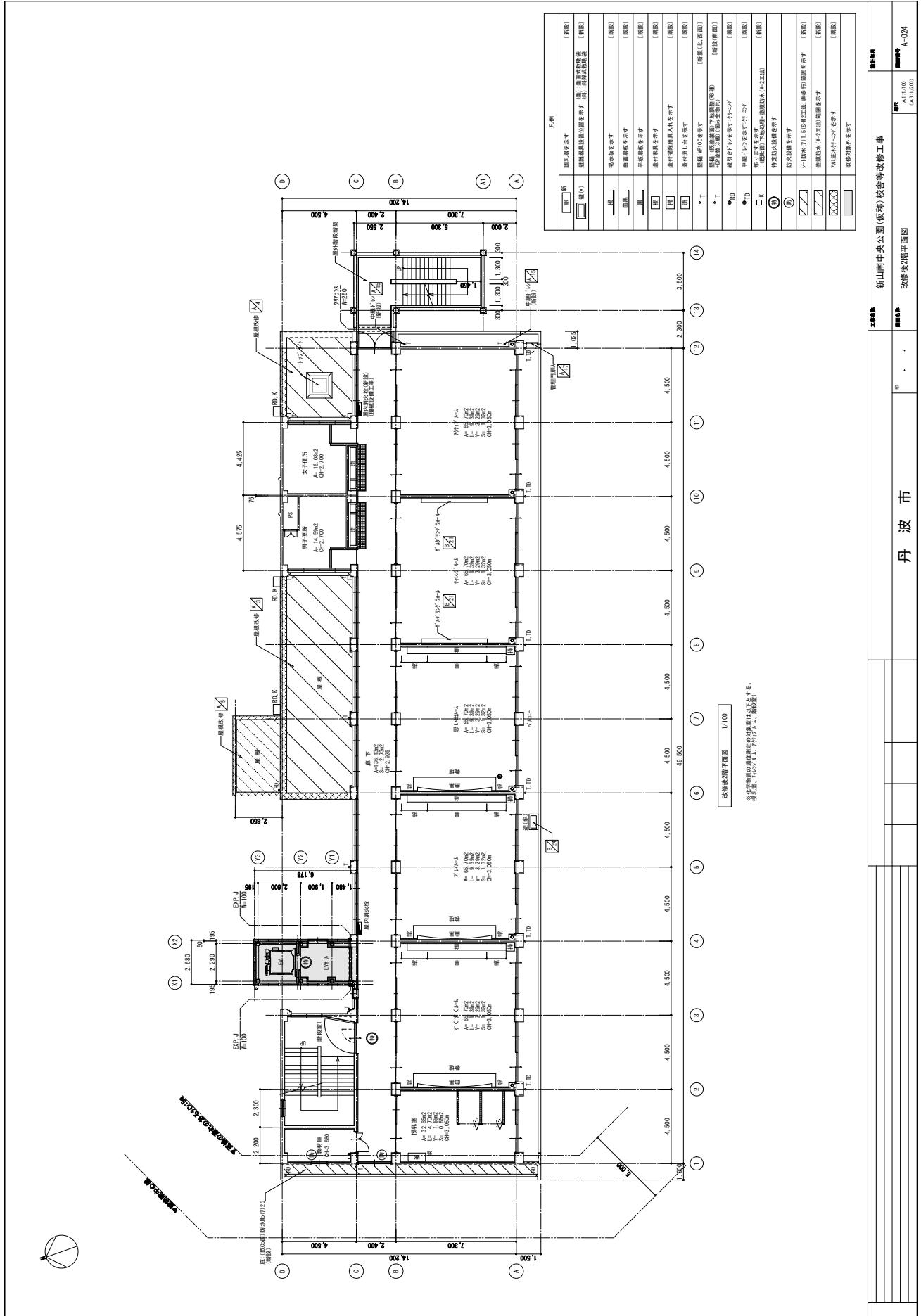
落札者名	前田建設 株式会社	
落札者所在地	兵庫県丹波市山南町池谷108番地	
契約金額	328,570,000円（うち消費税相当額	29,870,000円）

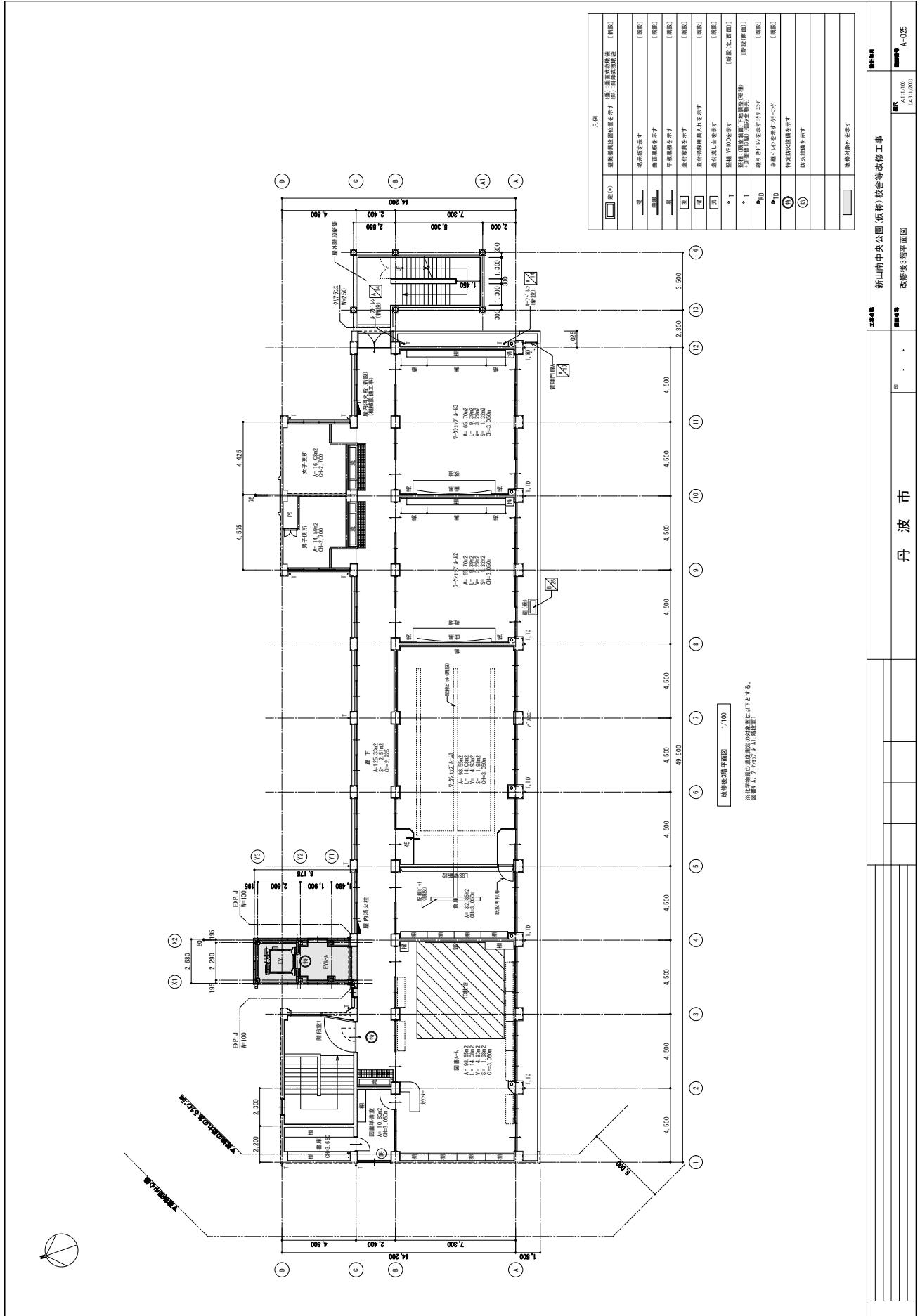


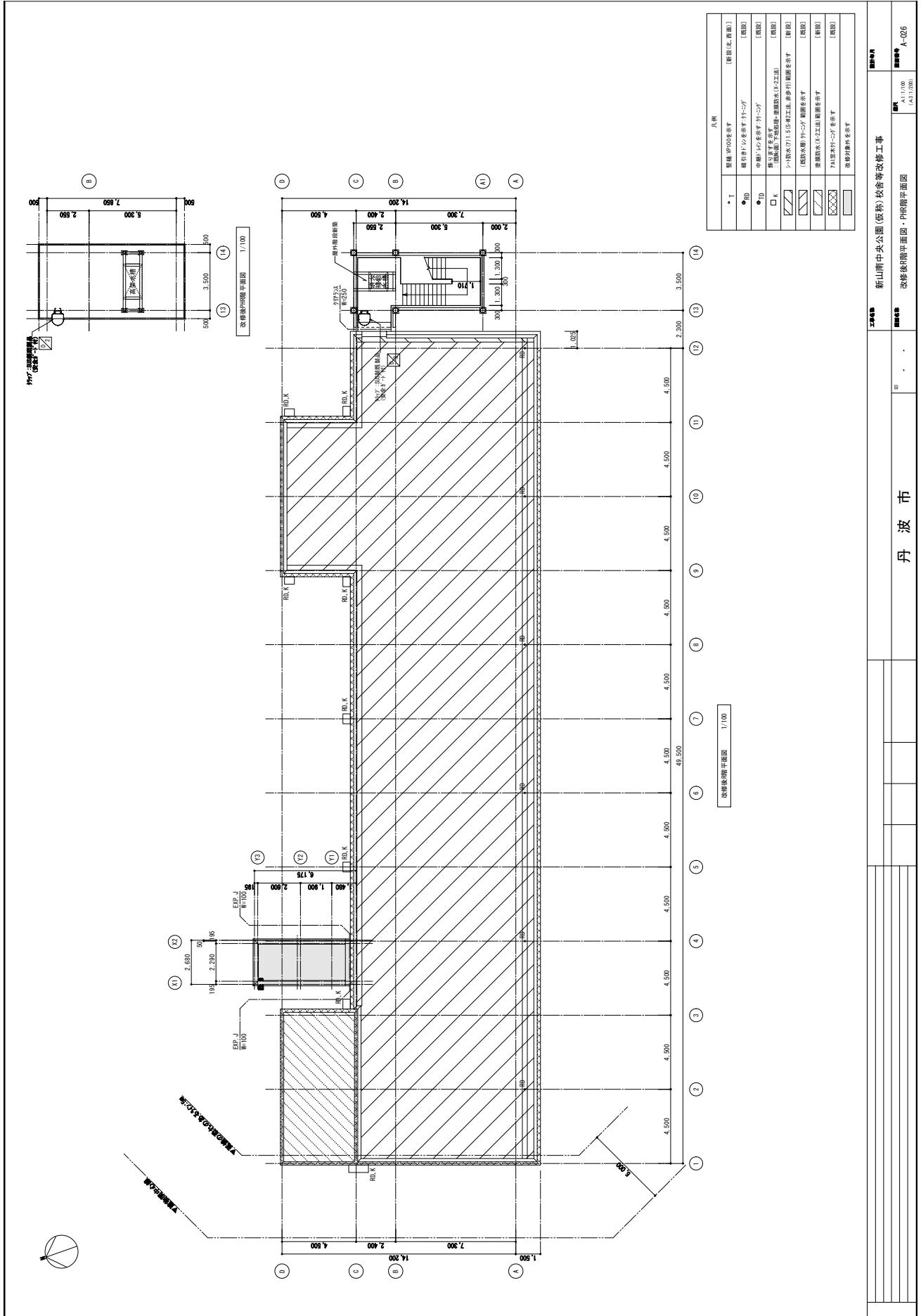


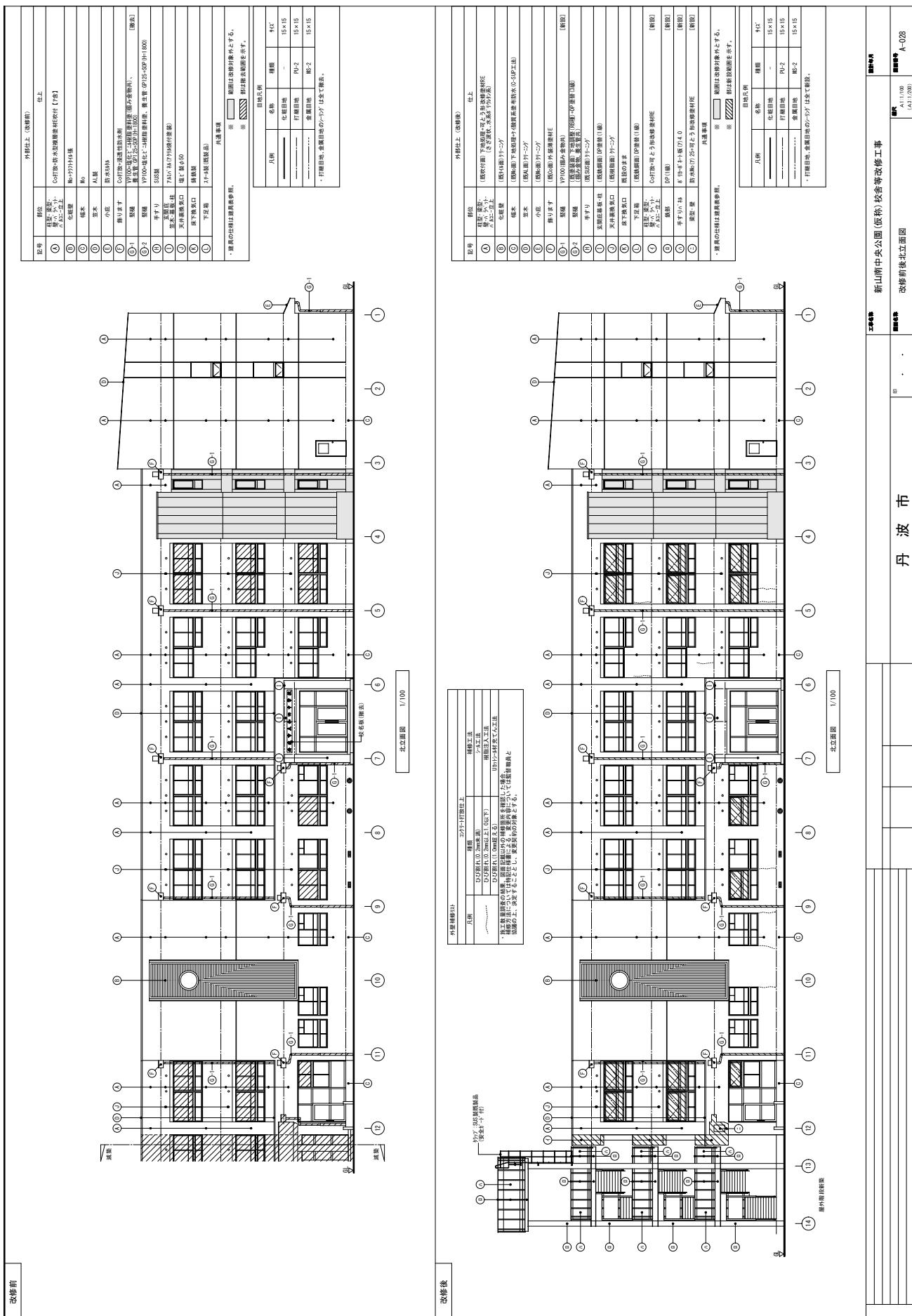












議案第104号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が公布されたことに伴い、国民健康保険税の納税義務者等が出産した場合などにおいて、当該納税義務者に対する課税額を減額する基準を定めるため、提案するものである。

2 改正の概要

産前産後期間における国民健康保険税の納税義務者等に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

3 施行日

令和6年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和5年4月26日条例第15号 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,970円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に</p>	<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和5年4月26日条例第15号 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納稅義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,970円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に</p>

応じ、それぞれに定める額	応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円
(イ) 特定世帯 7,210円	(イ) 特定世帯 7,210円
(ウ) 特定継続世帯 10,815円	(ウ) 特定継続世帯 10,815円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,950円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,950円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円
(イ) 特定世帯 2,275円	(イ) 特定世帯 2,275円
(ウ) 特定継続世帯 3,413円	(ウ) 特定継続世帯 3,413円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,260円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,260円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,270円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,270円
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,550円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,550円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円
(イ) 特定世帯 5,150円	(イ) 特定世帯 5,150円
(ウ) 特定継続世帯 7,725円	(ウ) 特定継続世帯 7,725円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,250円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,250円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

	3,250円	3,250円	
(イ) 特定世帯	1,625円	(イ) 特定世帯	1,625円
(ウ) 特定継続世帯	2,438円	(ウ) 特定継続世帯	2,438円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,900円		オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,900円	
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円		カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円	
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)		(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,420円		ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,420円	
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円		(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円	
(イ) 特定世帯 2,060円		(イ) 特定世帯 2,060円	
(ウ) 特定継続世帯 3,090円		(ウ) 特定継続世帯 3,090円	
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円		ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円	
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額		エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額	
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円		(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円	
(イ) 特定世帯 650円		(イ) 特定世帯 650円	
(ウ) 特定継続世帯 975円		(ウ) 特定継続世帯 975円	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,360円		オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,360円	
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,220円		カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,220円	
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児		2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児	

につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,065円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,775円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,550円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,125円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,250円

につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,065円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,775円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,550円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,125円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,250円

3 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に施行令第6条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等

割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納稅義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納稅義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにできる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合に

は、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。